

第四百十回国参議院内閣委員会會議録第五号

平成九年四月一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

大久保直彦君

清水 澄子君

四月一日

辞任

岡野 裕君

北澤 俊美君

補欠選任

風間 昶君

菅野 壽君

補欠選任

橋本 聖子君

小山 峰男君

鎌田 要人君

板垣 正君

鈴木 貞敏君

鈴木 正孝君

海老原義彦君

狩野 安君

橋本 聖子君

村上 正邦君

矢野 哲朗君

風間 昶君

永野 茂門君

山崎 力君

角田 義一君

齋藤 勲君

笠井 亮君

聴濤 弘君

小山 峰男君

稲垣 実男君

政府委員

北海道開発庁総務監理官

北海道開発庁計画監理官

事務局側

常任委員会専門員

田中 久雄君

松川 隆志君

八木 康夫君

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案(内閣提出)

○委員長(鎌田要人君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月三十一日、清水澄子君及び大久保直彦君が委員を辞任され、その補欠として菅野壽君及び風間昶君が選任されました。

また、本日、北澤俊美君及び岡野裕君が委員を辞任され、その補欠として小山峰男君及び橋本聖子君が選任されました。

○委員長(鎌田要人君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鎌田要人君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に菅野壽君を指名いたします。

○委員長(鎌田要人君) アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。稲垣北海道開発庁長官。

○国務大臣(稲垣実男君) ただいま議題となりましたアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案につきましては、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

アイヌの人々は古くから北海道に居住し、自然と共生する生活の中でアイヌ語、ユーカラ等さまざまな固有の文化を発展させてきた人々であります。

近年、これらのアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化を継承する基盤が失われつつあるとともに、アイヌの人々が民族としての伝統や文化を伝えていくことについて、国民一般に十分な理解が得られていない状況にあります。

政府といたしましては、これらの状況を踏まえ、アイヌ語その他のアイヌ文化の振興を図る施策並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することによって、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国及び地方公共団体の責務についてであります。

国はアイヌ文化を継承する者の育成、広報活動の充実、調査研究の推進等アイヌ文化の振興等を図るための施策の推進に努める等の責務を有するものとするとともに、地方公共団体はその区域の社会的条件に応じてアイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努める責務を有することとしております。

第二は、施策における配慮についてであります。

国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重することとしております。

第三は、基本方針についてであります。

内閣総理大臣はアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針を定めなければならないこととしております。

第四は、基本計画についてであります。

政令で定める都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定めることとしております。

第五は、指定法人についてであります。

北海道開発庁長官及び文部大臣はアイヌ文化の振興等に関する全国的な業務を行う民法法人を全国を通じて一に限り指定することができることとしております。

第六は、附則で、北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の廃止等を定めております。

なお、この法律の施行期日は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上がこの法律の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(鎌田要人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

(施策における配慮)

第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

(基本方針)

第五条 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項

二 アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する事項

三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項

五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

(基本計画)

第六条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県(以下「関係都道府県」という。)

は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針

二 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施内容に関する事項

三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項

四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを北海道開発庁長官及び文部大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行うよう努めなければならない。

(指定等)

第七条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものとして、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を北海道開発庁長官及び文部大臣に届け出なければならない。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。

三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を行うために必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、総理府令・文部省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、総理府令・文部省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十一条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指定法人の第八条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十二条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第十三条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 北海道旧土人保護法(明治三十二年法律第二十七号)

二 旭川市旧土人保護地処分法(昭和九年法律第九号)

(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)

第三条 北海道知事は、この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法(次項において「旧保護法」という。)第十条第一項の規定により管理する北海道旧土人共有財産(以下「共有財産」という。)が、次項から第四項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、又は第五項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還するため、旧保護法第十条第三項の規定により指定された共有財産ごとに、厚生省令で定める事項を官報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告の日から起算して一年以内に、北海道知事に対し、厚生省令で定めるところにより、当該共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し、返還してはならない。ただし、当該期間の満了前であっても、当該共有財産の共有者のすべてが同項の規定による請求をした場合には、この限りでない。

5 第三項に規定する期間内に共有財産の共有者が同項の規定による請求をしなかったときは、当該共有財産は、指定法人(同項に規定する期間が満了した時に、第七条第一項の規定による指定がされていない場合にあつては、北海道)に帰属する。

6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属したときは、その法人は、当該帰属した財産をアイヌ文化の振興等のための業務に要する費用に充てるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(四十九)を次のように改める。
(四十九) 削除

(北海道開発法の一部改正)

第五条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

七 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第 号)の施行に関する事務(同法第五条の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に関する事務を除く。)を処理すること。

(文部省設置法の一部改正)

第六条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第百三十三号を第百四十四号とし、第百号から第百一十号までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号の次に次の一号を加える。

百 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第 号)の施行に関する事務(同法第五条の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に関する事務を除く。)を処理すること。

第十三条中「第百三十三号まで」を「第百四十四号まで」に改める。

三月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第六〇四号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第六〇六号)

一、元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願(第六一〇号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第六一七号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第六一七号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第六二八号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第六三六号)

第六〇四号 平成九年三月十四日受理

恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 千葉県松戸市下矢切六三三 平川 孝一 外十四名

紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六〇六号 平成九年三月十四日受理

共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 神奈川県中郡大磯町西小磯四三〇
紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第六一〇号 平成九年三月十七日受理

元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願
請願者 愛媛県宇摩郡土居町津根三五二 高橋フミ、外六名

紹介議員 野間 越君
この請願の趣旨は、第五六二号と同じである。

第六一一号 平成九年三月十七日受理

共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 長野県諏訪市岡村一ノ八ノ一七
今井功

紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第六一七号 平成九年三月十七日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願
請願者 仙台市宮城野区福室一ノ一三ノ一
二 板橋一宏 外十五名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二八号 平成九年三月十八日受理
恩給欠格者の救済に関する請願(十三通)

請願者 福島県河沼郡会津坂下町大字片門
字桑師ノ下二二二 大竹清照 外
百五十四名

紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六三六号 平成九年三月十九日受理
共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 長崎市八百屋町三六 山田治助
紹介議員 松谷蒼一郎君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。